東京都スポーツ推進企業認定制度Ｑ＆Ａ

公開：令和８年８月
更新：同年10月（Ｑ３追加）

【制度に関して】

Ｑ１　東京都スポーツ推進企業とは何ですか？

Ａ　従業員のスポーツ活動の促進や、スポーツ分野での社会貢献に取り組む企業等を「東京都スポーツ推進企業」として認定しています。
　認定企業には、東京都知事名の認定証や認定ステッカーが交付され、東京都のホームページ等で企業名と取組内容を公表します。また、スポーツインストラクターの派遣など、認定企業だけが利用できる従業員向けプログラムも利用することができます。

Ｑ２　東京都スポーツ推進モデル企業とは何ですか？

Ａ　東京都スポーツ推進企業の中で、特に先進的な取組や波及効果のある取組をしている企業等を選定、表彰するものです。
　なお、令和５年度から、「モデル企業」の選定は、すべての認定企業の中からではなく、選定対象となることを希望する企業の中から選定させていただくよう、変更いたしました。
　選定対象となることを希望される場合は、申請時のフォームに希望する旨を☑し、取組の根拠資料等のご提出をお願いします。

Ｑ３　申請・認定・更新等の手続きに費用はかかりますか？

Ａ　申請・認定・更新等の手続きに費用はかかりません。

【有効期間・更新手続き等】

Ｑ４　推進企業に認定されると、いつまで有効となりますか。

Ａ　令和５年度から、認定の有効期間を１年から３年へ変更しました。
　このため、令和８年12月に認定となった場合、令和11年12月末日までが認定有効期間となります。

Ｑ５　令和５（2023）年度に認定されました。今年、推進企業の申請は必要ですか。

Ａ　令和５（2023）年度に認定された企業は、有効期限が令和８（2026）年12月までのため、今年お手続きが必要です。申請フォームからお手続きをお願いします。
　申請フォームへアクセスするためには、「スポーツ推進企業交流サイト」にログインする必要があります。
　ログインに必要なＩＤ・ＰＷは、認定された年度に、窓口ご担当者様にお知らせしていますが、ご不明な場合には、令和８年度スポーツ推進企業認定制度事務局（株式会社スケール　内）（E-mail：sports_tokyo@scale.co.jp）（TEL ： 03-6820-3120（平日9:00～17:00））までお問い合わせをお願いします。

Ｑ６　令和６（2024）年度に認定されました。今年、推進企業の申請は必要ですか。

Ａ　令和６（2024）年度に認定された企業は、有効期限が令和９（2027）年12月までのため、今年のお手続きは不要です。
　なお、「モデル企業」への選定を希望する場合には、申請フォームからお手続きをお願いします。申請フォームは「東京都スポーツ推進企業交流サイト」に９月１日に開設予定です。

Ｑ７　令和７（2025）年12月に認定されました。今年、推進企業の申請は必要ですか。

Ａ　令和７（2025）年度に認定された企業は、有効期限が令和10（2028）年12月までのため、今年のお手続きは不要です。
　なお、「モデル企業」への選定を希望する場合には、申請フォームからお手続きをお願いします。申請フォームは「東京都スポーツ推進企業交流サイト」に９月１日に開設予定です。

Ｑ８　認定有効期間の３年の間、申請した取組を継続するか、社内でも未定です。申請に支障はありますか。

Ａ　この制度は、「対象期間」（令和７年11月１日～令和８年10月30日）に取り組まれた取組内容に対しての認定になります。将来にわたる継続実施をお約束いただくものではありません。したがって、この先３年間の計画が未定であっても、ぜひご申請ください。

【ステッカーについて】

Ｑ９　令和７年12月に認定された企業です。認定された時、「2025認定」と書いてある認定ステッカーとデータが送られてきましたが、2026年版は、特に申請をしなくても、もらえますか。

Ａ　認定有効期間中の企業様へは、2026年版の認定ステッカーとデータを、今年の12月以降にお送りいたしますので、お待ちいただければと思います。
　なお、「認定証」については、新たにお送りはいたしませんのでご了承ください。

【申請入力に関して】

Q10　初めて申請する予定です。申請フォームにはどんな設問がありますか？

A　新規でのご申請時には、主に以下の項目についてご記載をお願いいたします。

1．企業情報の入力
　企業の名称、代表者名、住所、法人番号、主な事業内容、担当者連絡先　等
2．取組内容の入力
　取組紹介文（20～40字）、取組内容　等
3．モデル企業に係る取組内容の入力（モデル企業に申請する場合のみ）
　取組タイトル、取組のアピールポイント、アピールポイントがわかる資料の提出、社員の実施頻度等を高める取組の内容　等

Q11　入力の仕方でよく分からないところがあるのですが？

A　ご不明な点がございましたら、令和８年度スポーツ推進企業認定制度事務局（株式会社スケール内）（E-mail：sports_tokyo@scale.co.jp）（TEL ： 03-6820-3120（平日9:00～17:00））までご連絡ください。

Q12　WEB入力以外（郵送又はFAX）で申請できますか？

A　ご申請いただけます。郵送またはFAXでの申請を希望される場合、令和８年度スポーツ推進企業認定制度事務局（株式会社スケール　内）（E-mail：sports_tokyo@scale.co.jp）（TEL ： 03-6820-3120（平日9:00～17:00））までご相談ください。

Q13　法人番号はなぜ入力する必要があるのですか？

A　以前は、申請書に社印を押印していただいていましたが、ハンコレスの観点から押印を廃止し、企業等の識別のため、法人番号を入力していただくこととしました。
　なお、法人番号が無く、医療機関番号がある場合は医療機関番号を入力してください。法人番号・医療機関番号ともに入力しない場合は、企業等としての証明資料（登記簿謄本など）の提出を、令和８年度スポーツ推進企業認定制度事務局（株式会社スケール　内）（E-mail：sports_tokyo@scale.co.jp）（TEL ： 03-6820-3120（平日9:00～17:00））までお願いします。

Q14　「本申請に係る連絡先」には誰の連絡先を入力すればよいですか？

A　取組内容について確認の連絡をさせていただく場合がありますので、事務担当の方の連絡先を入力してください。

Q15　「申請概要の紹介文（20～40字）」については、どのような内容を記載すればよいですか？

A　東京都のプレス発表やホームページに掲載する内容となりますので、**貴社のスポーツ推進に関する取組内容が分かるように**、40字以内でご記載ください。
なお、プレス発表前に、紹介文について内容確認のうえ修正させていただく場合がありますので、ご承知おきください。

（参考）昨年度の取組紹介文（スポーツTOKYOインフォメーション）
https://www.sports-tokyo-info.metro.tokyo.lg.jp/company/suishin_2025.html

【申請要件等に関して】

Q16　申請する取組は、現在実施していないもの（過去に実施）でも良いでしょうか？

A　直近１年間での取組が申請対象となりますので、令和７（2025）年11月１日から令和８（2026）年10月30日までの間に実施した取組をご申請ください。
なお、今後実施予定の取組は申請の対象外です。

Q17　申請要件は何ですか？

A　申請要件は以下のとおりです。
1　都内に本社又は事業所が所在する企業、一般社団法人、公益社団法人、一般財団法人、公益財団法人、特定非営利活動法人等であること
2　令和７年11月１日から令和８年10月30日までに取組を実施していること
3　実施内容、導入手順、取組方法等の公表が可能であること
4　労働関係法令等に関し重大な違反がないこと及びその他の法令上または社会通念上、認定するにふさわしくないと判断される問題等を起こしていないこと
5　暴力団あるいは暴力団員と関与していないこと。

Q18　認定の要件は何ですか？

A　以下の認定要件に基づき総合的に審査を実施します。
1　経営者をはじめ、企業等内全体で推進している取組であること
2　企業等内の取組が明確化されていること
3　取組が企業等内に周知されており、取組実績があること
4　取組の実施内容、導入手順、運用方法等の公表が可能であること
5　取組の実施内容が、企業等の本来事業の内容ではないこと
6　労働関係法令等が遵守されていること

Q19　当社は大阪に本社があり、東京に支社があります。東京の支社では、社員のスポーツ活動を推進する取組や、スポーツ分野における社会貢献活動を実施しています。この場合、申請できますか？

Ａ　　ご申請いただけます。その際は、東京支社の代表者名で申請書の提出をしてください。

Q20　当社は大阪に本社があり、東京、名古屋、札幌、福岡に支社があります。５月に各支社対抗でウオーキング歩数を競争するイベントを実施しました。この場合、申請できますか？

Ａ　　ご申請いただけます。その際は、東京支社の代表者名で申請書の提出をしてください。

Q21　当社には企業プロスポーツチームがあります。この場合、申請できますか？

Ａ　　企業プロスポーツチームを支援しているということで「支援部門」でご申請いただけます。さらに、そのプロスポーツチームの試合や大会等に社員が応援に行く等の「みる」スポーツを推進している場合には「実践部門」でもご申請いただけます。

Q22　当社はスポーツジムを経営しており、トレーナー等の社員は常にスポーツをして身体を動かしています。この場合、申請できますか？

Ａ　　本来事業や営業活動として行われているスポーツ活動は認定対象**とはならないため、ご質問の取組では、ご申請いただけません。**ただし、企業のＣＳＲとして、地域の老人ホームに社員がボランティアとしてストレッチを教えに行っている等「社会貢献活動」を実施している等の場合、認定対象となります。

Q23　当社は建設現場で業務をしており、社員は常に重い荷物を運んだりして身体を動かしています。この場合、申請できますか？

Ａ　　身体を動かすこと自体が業務内容である場合は認定とはなりませんが、始業前に全員で準備体操やストレッチをしている等の取組をされている場合は、認定対象となります。

【その他】

Q24　スポーツ庁の「スポーツエールカンパニー認定制度」への応募は兼ねられますか？

Ａ　　令和元年度まで、スポーツ庁の「スポーツエールカンパニー認定制度」と同時にご申請いただけましたが、制度が変わり、スポーツ庁へは別途の申請が必要です。
詳細は、下記のスポーツ庁のサイトをご参照ください。
https://sportinlife.go.jp/sports_yell_company/

以上